

冬のくらし ガイドブック



ルール・マナーを守り
みんなの力で冬を快適に過ごしましょう！

(道路への雪出しは危険や迷惑がいっぱいです)

岩 見 沢 市

目 次

除排雪について知っていただきたいこと

■除雪編	1
■排雪編	2
■その他の雪対策編	3

冬の生活におけるルール・マナー	4
-----------------	---

除排雪についてよくある質問（Q&A）	6
--------------------	---

岩見沢市の現況

■降雪・積雪と除排雪経費の状況	8
-----------------	---

雪対策の実施内容

■除排雪対策本部の体制	9
■除排雪事業	9
1 主な取組内容	
2 除雪の出動基準と作業時間	
3 雪堆積場（市民雪堆積場・地域雪堆積場）	
■情報提供	11
1 情報提供の手段と内容	
■高齢者等への支援	12
1 弱者等調査支援活動	
2 高齢者世帯等雪下ろし助成	
■市民との協働	13
1 地域自主排雪支援制度	
2 地域除排雪活動支援事業	
3 除雪ボランティア	
■安全対策	13
1 空き家対策	
2 雪下ろし安全装備	

冬の生活に関する注意事項

■水道の凍結防止	14
■小型除雪機による事故防止	15
■安全な雪下ろし作業	16
■雪底対応	16
■家の周りの点検	16
■雪みち転倒対策	17
■その他の注意事項	17

今年も雪のシーズンがやってきました。岩見沢市は、市民の皆さんが冬でも安全安心で快適に生活することができるよう、迅速かつ円滑な除排雪の実施や高齢者等への支援など総合的な雪対策に取り組んでいます。

しかし、雪国での生活を快適に過ごすためには、すべての雪処理を行政だけで対応していくには限界があり、市民の皆さん一人ひとりの理解と協力がなければ実現できません。

このガイドブックは、岩見沢市の雪対策を理解していただくとともに、各家庭においては雪処理に関するルールやマナーをしっかりと守る、各地域においては共に助け合い協力していく、事業者においては迅速かつ的確な除排雪に努めるなど、行政・市民・事業者が一体となって雪対策に取り組み、「ケガなく、事故なく、誰もが安心して冬を過ごせるよう、みんなの力で冬を乗り切る」という思いを込めて作成しました。

市民の皆さんが安全に安心して生活していくため、市も全力で雪対策に取り組んでいきますので、お互いが「理解・協力・協働」しながら冬を快適に過ごせるよう、ご理解とご協力をお願いします。

除排雪について知っていただきたいこと

■ 除雪編

1 朝までに皆さんが道路を使えるようにするには、雪をかき分けるだけで精いっぱい

市内全域に雪が降れば、市内一斉に除雪を行うこととなります。

その距離は約950kmです。新雪の除雪は、通常深夜から通勤・通学時間までに行うようにしていますが、限られた予算と限られた除雪機械・オペレーターですべての道路を使えるようにするには、市民の理解と協力が必要です。

2 朝方のドカ雪は、除雪が間に合わないことがあります

新雪の除雪は、10cm以上の降雪が予測されるときに出動することとしており、通常は、交通量の少ない深夜から通勤・通学時間までの間に作業します。しかし、明け方から急に雪が降ったり、断続的に降り続いたりするような場合は、除雪が間に合わないことや、通勤・通学の時間帯と重なり交通の混雑や事故が心配されるときは、除雪を見合わせる場合があります。

3 路面が悪い状態のときには、「路面整正」を実施

雪が平らに踏み固まっていて車が走りやすい道路も、車の往来や気温の変化で融けたり凍ったりを繰り返すうちに、凸凹（デコボコ）やワダチになることがあります。

このように路面の状態が悪いときには、路面を平らにするため、凸凹などを削り、雪を道路脇に寄せる「路面整正」という作業を行っています。

4 道路の幅を広げるために、「拡幅除雪」を実施

何度も雪が降り、除雪を繰り返すことで、道路脇の雪山はどんどん大きくなり、道幅は狭くなっていきます。こうした時には狭くなった道路の幅を広げるため、タイヤショベルなどで地域雪堆積場に雪を押し込むなどの「拡幅除雪」を行っています。

<除排雪機械の種類と用途>

① タイヤショベル

- ・前についているプラウで雪を寄せたり、路面の圧雪を削ったりする機械です
- ・小回りが利くので道幅の狭い道路での作業に利用します
- ・主に、生活道路の新雪除雪や路面整正で利用します



② 除雪専用車

- ・前についているプラウで雪を寄せたり、車体中央下部についているブレードで路面を削ったりする機械です
- ・車体後方についているブレードで雪山を削ることもできます
- ・主に、幹線道路の新雪除雪や路面整正などで利用します



③ 大型ロータリ車

- ・前についているロータリ装置を高速で回転させ、雪を砕いて掻き込み、遠くに飛ばす機械です
- ・雪を雪山に積み上げたり、ダンプに雪を積み込んだりすることができます
- ・主に、運搬排雪などで利用します



④ 小型ロータリ車

- ・除雪幅が約1.3～1.5mのロータリで、雪を砕いて掻き込み、飛ばす機械です
- ・主に、歩道除雪などで利用します



■ 排雪編

1 排雪は、とても大変な作業なのです

排雪作業は、使う機械の種類も、作業員の人数も、除雪よりたくさん必要な大がかりな作業です。

また、一組当たりの作業のスピードを比べても、除雪はひと晩に約8kmできるのに対し、排雪は朝から晩まで作業をしても1日に約1kmしかできないのです。

2 排雪の費用は、除雪費用の80倍かかります

道路の除雪費用は、回数ではなく、路線の距離と総降雪量の基準により積算しています。この基準をもとに平均で計算すると、除雪は1km当たり約2万円の経費がかかります。

しかし、排雪は、1km行うのに約160万円の経費がかかります。このため、排雪の回数や距離が多くなるほど、たくさんの費用がかかります。

3 運搬に必要なダンプも足りない状況です

雪の運搬に欠かせないのがダンプ。ところが近年は、どの地域でもダンプの台数は減少しています。もともとダンプは、排雪専用ではなく、夏の間は道路や建物などの工事で使用されていますが、長引く不況で、建設会社が減ったり、雪対策事業から撤退したりするなどにより、ダンプの台数も減少している状況です。このため、排雪に必要なダンプを確保するのに、とても苦勞しています。

4 排雪の距離や回数を増やすのは難しいのです

排雪を行うことで道幅が広がり、車の流れもよくなります。また見通しもよくなり、雪かきも楽になります。しかし、現実には、「たくさんの機械と人手が必要」、「ダンプが減ってきている」、「多くの費用がかかる」などの問題があり、排雪を増やすことは難しくなっています。

5 自宅の雪は、敷地内に堆積するか、業者へ依頼

排雪があるからと玄関前や車庫前の雪や屋根の雪などを道路に出すと、作業にかかる時間、機械、人、お金はどんどん増えます。また、排雪作業が予定どおり進まないと、翌日以降の作業にも影響し、本来予定していた路線の排雪ができず、多くの方に迷惑がかかることとなります。このため、各家庭の雪は、道路へ出さず敷地内に堆積するか、業者に依頼するなど、自らの責任で処理するようお願いいたします。

■ その他の雪対策編

1 地域雪堆積場(雪押し場)としての提供にご協力を

降雪や除雪が続くと雪を押し場所がなくなり、十分な除雪ができなくなります。

雪を押し込む場所が多いほど、道路環境の改善と市民生活が向上することから、利用可能な空き地がありましたら雪押し場としての提供をお願いします。

詳しい内容は、11ページをご覧ください。

2 メールサービスをご利用ください

市は、避難勧告や避難指示などの緊急情報のほか、防災や防犯、除排雪に関する情報（排雪作業に伴う通行止め情報や気象情報など）を配信しています。

メールサービスの登録は無料です。（※メールサービスにかかる通信料は自己負担となります。）

【登録方法】（携帯電話、パソコンのどちらでも登録できます）

<kara-mail@mail.bousai-iwamizawa.jp>に空メール(件名、本文は空白)を送信してください。すぐに登録用メールが届きますので、本文のリンク先にアクセスし、案内に従って登録してください。

バーコードリーダー機能
を使って、こちらからも
登録できます。



※詳しい内容をお知りになりたい方は、防災対策室までお問い合わせください。

除排雪の効果を高め、また道路交通や除排雪作業の安全確保、快適な地域生活を推進するため、次のようなルール・マナーを守りましょう。

市民一人ひとりのご理解とご協力があると、除雪効果は何倍にもなりますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

◆ 道路に雪を出さないで！

- ❖ 道路への雪出しは、道路幅が狭くなり、交通障害や事故の原因となりますので、絶対しないでください。
- ❖ 敷地内の雪は道路に出さず、敷地内に堆積するか、業者に依頼するなど、自らの責任で処理してください。道路に雪を出すと、排雪作業に遅れが出たり、必要以上に排雪をしたりしなければならなくなるなど、多くの費用がかかることとなります。

◆ 知っていますか？「道路への雪出し」は道路交通法違反です

物件をみだりに道路に置くなど、道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがある行為は、法律違反で、罰則があります



◆ 路上駐車は絶対しないで！

❖ 路上駐車は除雪の大敵です。除雪ができないだけでなく、緊急車両の通行の妨げにもなるため、絶対にしないでください。

◆ 知ってますか？「路上駐車」は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反です

道路上の場所を自動車の保管場所として使用したり、道路上の同一の場所に長時間駐車したりする行為は、法律違反で、罰則があります



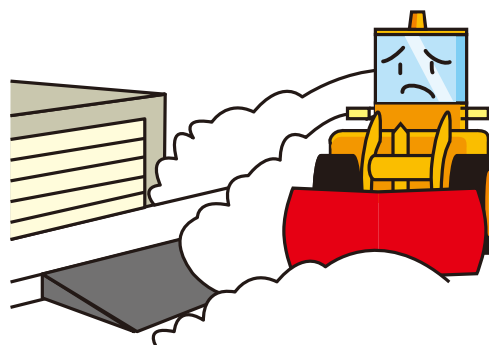
◆ ごみ出しは収集日の朝に！

❖ 収集日の前日にごみを出し、その後の降雪によりごみ袋の上に雪が積もると、除雪車が気づかずに引っかけてごみが散乱する場合があります。家庭のごみや資源物は決められた収集日の朝に出しましょう。



◆ 車道との段差解消プレートは置かないで！

❖ 車道との段差を解消するプレートや上り石があると、除雪車が引っかけて損傷したり、プレートなどによって他の工作物を破損したりするといった事故のおそれがあり、大変危険です。
❖ これらの障害物は取り外していただき、事故を未然に防ぐとともに、道路をできるだけ広く除雪することに協力願います。



◆ その他、雪に関する市からのお願いとして、次のようなことがあります

- ◇ 児童・生徒の安全対策にご理解を（通学路には雪を堆積しない）
- ◇ 作業中の除雪車には近づかない（除雪作業中は危険なため近寄らない）
- ◇ 消火設備の確保にご理解を（消火栓付近には雪を堆積しない）
- ◇ 河川や排水路には投雪しない（融雪に伴い水があふれる危険があるので投雪しない）

除排雪についてよくある質問（Q&A）

市は、今年も除排雪を中心に総合的な雪対策を行い、市民の安全安心と快適な暮らしを目指し全力で取り組んでまいります。この実現のためには市民の皆さんのご理解とご協力が必要です。

ここでは、除排雪などについて、よくある質問をお知らせします。

Q1 どんな時に除雪をするの？

除雪車は、降雪量が10cm以上予測されるときに出動します。

ただし、路面状況やその後の天気予報等によっては、10cmに満たなくても出動する場合や、逆に気象状況により出動を見送る場合があります。

Q2 除雪はいつまでにするの？

除雪車は、降雪予報や降雪状況を確認しながら、交通への支障が少ない深夜に出動し、数時間をかけて地域の除雪を行います。

除雪作業の完了は、通勤や通学を考慮し、午前7時までを基本としています。

Q3 朝、道路に雪が積もっているのに、除雪しない時があるのはなぜ？

朝方に集中した降雪があり、7時までに作業を終えることができないと予想されるとき、除雪車の出動を見送る場合があります。その場合は、状況を見て日中の作業をするか、翌日の除雪に持ち越すかなどを検討します。

また、除雪をした後に大量に雪が降ると、除雪していないように見える場合があります。

Q4 なぜ家の前に雪を置いていくの？

除雪は、限られた時間内での作業となることから、「雪を道路の左右にかき分ける方式」をとっています。このため、かき分けた雪が各家庭の玄関前や車庫前に寄せられますが、その雪の処理は各家庭でお願いします。

Q5 雪かきした後に、除雪車でかき分けた雪を置かないでほしい

除雪作業は、一晩かけて行われるため、午前2時頃に除雪する道路もあれば、午前6時頃に除雪する道路もあります。「せっかく家の前を雪かきしたのに、除雪車が雪を置いていった」という電話が寄せられることがありますが、除雪機械の構造や限られた時間内での作業となるため、各家庭での雪かきの状況に合わせた道路除雪を行うことはできないことをご理解願います。

Q6 除雪車がなかなか来ないことがあるのはなぜ？

降雪状況のほか、除雪車の台数には限りがあることや、除雪の距離、あるいは道路が狭かったり、障害物があったりして時間がかかることがあるためです。

Q7 なぜ同じ道路ばかり排雪するの？

排雪は、対象路線の中でも、雪堆積場への運搬路やバス路線などの幹線道路を優先して行っているためです。

排雪は、随時、職員が道路の交通状況をパトロールし、降雪状況を勘案した中で効率的な作業ができるよう実施しています。

Q8 なぜ昼間の交通量の多い時間帯に排雪しているの？

国道や道道は交通量が少ない夜間・深夜に排雪をしていること、また市が行う市道の排雪専用の雪堆積場は住宅地近郊にあり、その騒音に配慮して、昼間に作業しています。

これは、少しでも多くのダンプやオペレーターを確保し、効率よく排雪を行うためのもので、排雪時には交通規制が伴い、市民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、この実情をご理解いただくとともに、排雪作業により通行止めとなっている場合には、他の道路へ迂回していただきますようご協力をお願いします。

Q9 なぜ生活道路は排雪してくれないの？

バス路線や主要幹線などを対象として排雪を行っていますが、限られた予算で行っているため、生活道路までを市が排雪することはできません。

生活道路の排雪は、地域と協働で行う地域自主排雪支援制度がありますので、町会等でこの制度の利用についてご検討願います。

Q10 高齢者だけの生活で、家には除雪ができる人がいないが、どうしたらいいの？

自力で除排雪が困難な高齢者等の世帯に対する日常生活の安全確保を図るため、社会福祉協議会と連携し、地域（町会等）のボランティアによる除排雪の支援活動（地域除排雪活動支援事業）を行っています。

内容を知りたい方は、社会福祉協議会又は市高齢・介護室にお問い合わせ願います。

また、費用はかかりますが、間口の除雪業務を取り扱っている業者もありますので、電話帳や新聞のチラシなどでお調べください。

Q11 屋根の雪が道路や歩道に落ちた場合、どうしたらいいの？

家屋の所有者が責任を持って処理してください。そのまま放置すると、通行の妨げになったり、近隣の方々の迷惑となったりします。



岩見沢市の現況

■降雪・積雪と除排雪経費の状況

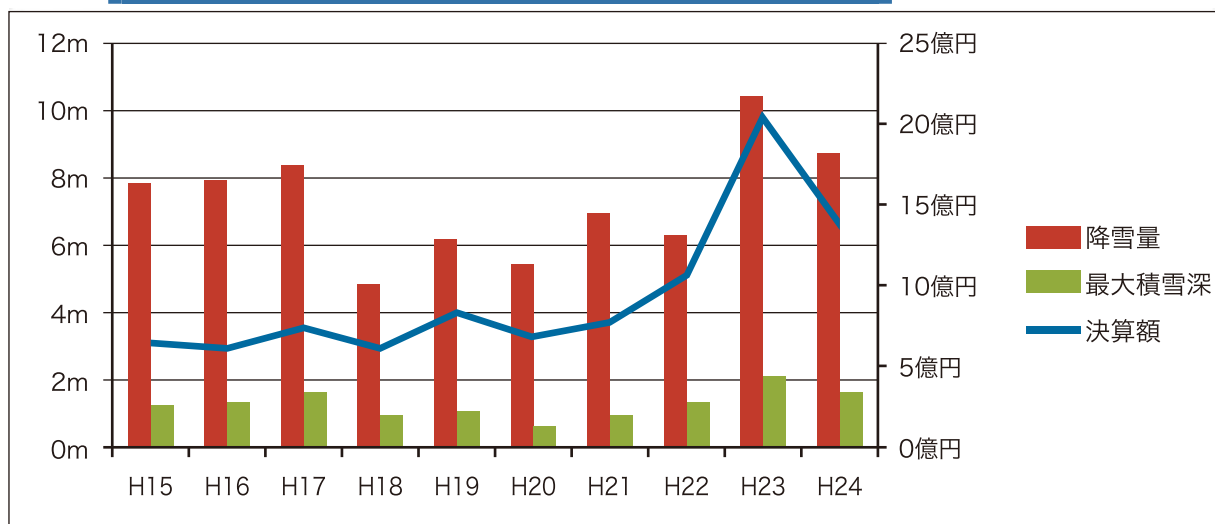
岩見沢市は、冬になるとシベリア大陸から吹く季節風の影響を受け、雪の多い地域として知られています。当市における気象観測の統計記録は昭和 28 年度からありますが、気象状況の変化等に伴い、近年は降雪・積雪ともに平年を上回っています。

また、除排雪経費（決算額）は、その年の総降雪量との関連が強くなっており、特に、平成 23 年度は 42 年振りに 10m を超え、総降雪量は 10m40 cm、最大積雪深は 208 cm という記録的な大雪となり、それに伴い除排雪経費も 20 億円を超え過去最高となりました。

(1) 過去 10 年間の状況

年度	総降雪量	最大積雪深	決算額
H15	788 cm	131 cm	6 億 4,587 万円
H16	798 cm	135 cm	6 億 2,393 万円
H17	841 cm	165 cm	7 億 4,008 万円
H18	489 cm	97 cm	6 億 1,554 万円
H19	620 cm	113 cm	8 億 3,921 万円
H20	546 cm	64 cm	6 億 7,880 万円
H21	697 cm	98 cm	7 億 8,429 万円
H22	632 cm	133 cm	10 億 5,819 万円
H23	1,040 cm	208 cm	20 億 4,075 万円
H24	877 cm	164 cm	13 億 7,696 万円

降雪量と決算額の関係



(2) 過去における上位 5 位までの数値

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
総降雪量	1,112 cm (昭和 44)	1,040 cm (平成 23)	1,026 cm (昭和 35)	1,019 cm (昭和 39)	1,005 cm (昭和 28)
最大積雪深	208 cm (平成 23)	180 cm (昭和 44)	168 cm (昭和 39)	165 cm (平成 17)	164 cm (平成 24)

雪対策の実施内容

■除排雪対策本部の体制

❖降雪期における道路交通の確保と市民が安全安心で快適に生活することができるよう、毎年11月中旬から3月末まで除排雪対策本部を設置し、雪対策を推進しています。

担 当 班	主 な 業 務 内 容
除排雪計画・管理・処理班	除排雪の計画・管理・処理、道路パトロール、直轄機動班、緊急市民対応など
情報・弱者対策班	情報の収集と提供、安全対策、弱者支援など
空き家対策班	空き家調査、公道への落雪防止、危険回避の緊急措置など

※その他、必要に応じて担当部署が連携し、全庁的な体制で雪対策に取り組みます。



除排雪作業



弱者対策



空き家対策

■除排雪事業

1 主な取組内容

◇迅速かつ効率的な除排雪の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・除雪工区内の共同企業体（JV）による作業の効率化 ・バス路線・主要幹線を中心とした除排雪による交通の確保 ・直轄機動班による迅速かつ緊急的な対応 ・的確な排雪計画や国、道との連携強化による路線の確保
◇地域自主排雪支援制度の活用による道路環境の向上や地域除雪センターの推進
◇市民雪堆積場（雪捨て場）及び地域雪堆積場（雪押し場）の拡充
◇パトロールの強化や関係機関との連携による雪出し、路上駐車などの防止対策

2 除雪の出動基準と作業時間

<出動基準>

新雪除雪	降雪量が10cm以上予測されるとき
路面整正	路面がワダチ状になり、交通障害が予測されるとき 降雨や気温の上昇により融雪が進み、通行に支障を及ぼす事態が予測されるとき
拡幅除雪	道路幅員が狭くなったり、見通しが悪くなったり、通行に大きく支障を及ぼす事態が予測されるとき

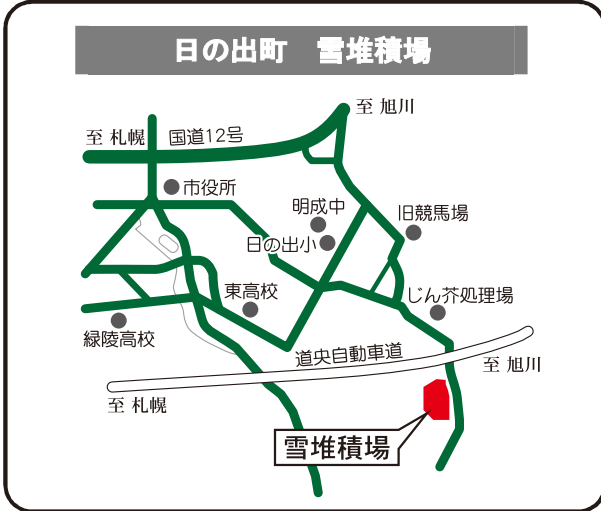
<作業時間>

基準完了時間	午前7時（気象状況により変更あり）
--------	-------------------

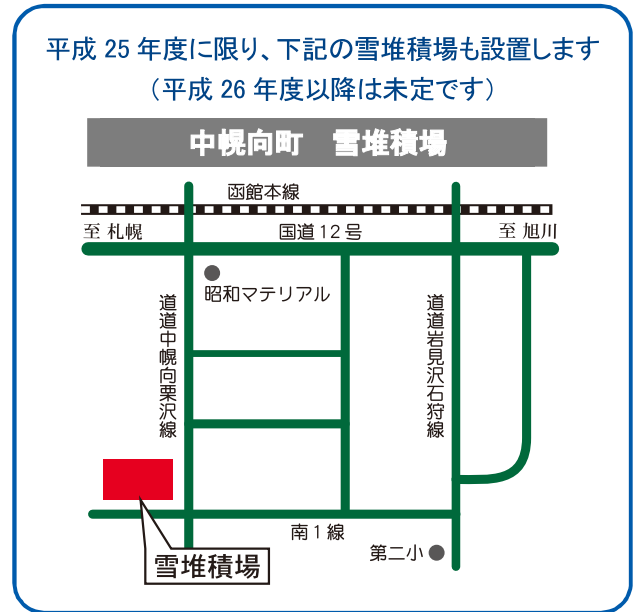
3 雪堆積場

《市民雪堆積場(雪捨て場)》

- ◆市民の皆様が自らトラック等で雪を運び込む雪堆積場（雪捨て場）を確保し、開放しています。
- ◇開設箇所 → 日の出町・岡山町・栗沢町（由良）・中幌向町（※中幌向町は、平成 25 年度限り）
- ◇開設期間 → 3 月下旬まで（土・日も利用できます）
- ◇利用時間 → 午前 7 時～午後 8 時



※この雪堆積場が満杯で閉鎖となる場合は、近隣で雪堆積場を開設する予定です。→ 栗沢工業団地内



- ＜注意事項＞
- ご利用に際しては、管理員の指示に従ってください
 - 雪と一緒にゴミを持ち込まないでください
 - 混み合ってきたときは、事故防止のためにお待ちいただくことがあります



※雪の搬入量による閉鎖、年末年始に伴う閉鎖、利用時間等は雪堆積場ごとで異なる場合がありますので、詳しくは広報紙や市ホームページでご確認いただくか、市にお問い合わせください。

《地域雪堆積場(雪押し場)》

❖住宅地における雪処理対策として、利用可能な用地（空き地など）を所有している方のご協力により、除雪業者が重機で雪を押し込む新たな地域雪堆積場（雪押し場）を募集しています。

項目	内容
要件	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地で利用可能な用地（空き地など）であること 所有者は、無償で用地を提供できること
方法	<ul style="list-style-type: none"> 町内会で利用可能な用地がある場合は、所有者の承諾を得て市に連絡してください 協力（提供）していただける所有者は、町内会または市に連絡してください
その他	<ul style="list-style-type: none"> 利用条件は、個々の状況により異なることが想定されるため、空き地等の場所や面積などを確認し、協議を行ったうえで確定します。（原則、使用後のごみ拾いは町内会で、集めたごみの始末は市とし、排雪は行いません）

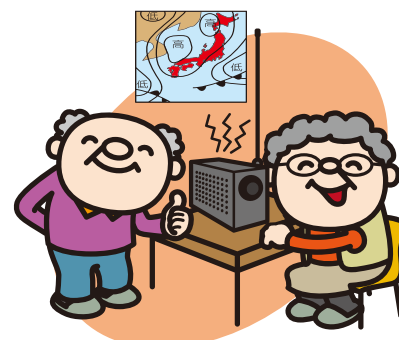


■情報提供

1 情報提供の手段と内容

❖市民の安全安心や利便性の向上を図るため、いろいろな手段で、道路除排雪情報や冬の住まいや暮らしに関する情報を提供しています。

情報提供の手段	<ul style="list-style-type: none"> ▼市ホームページ、▼メールサービス、▼SNS（ツイッター、フェイスブック）、▼市民気象情報、▼雪情報モニター、▼FM放送（FMはまなす 76.1MHz）、▼有線放送（IHK）
情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・道路除排雪情報 ～ 排雪作業に伴う通行止め情報など ・市民周知情報 ～ 積雪・降雪状況、公共交通機関運行状況、支援活動状況、ルール・マナーに関する協力要請、道道や市道の通行止めなど ・注意喚起情報 ～ 気象情報、落雪注意、車両運行注意、暴風雪に伴う外出自粛など ・その他の情報 ～ 臨時休校情報、除雪ボランティア募集など



■高齢者等への支援

1 弱者等調査支援活動

- ❖冬期生活における高齢者世帯などの安全安心を確保するため、状況確認や支援が必要と思われるときは、全庁体制による調査支援活動を行っています。

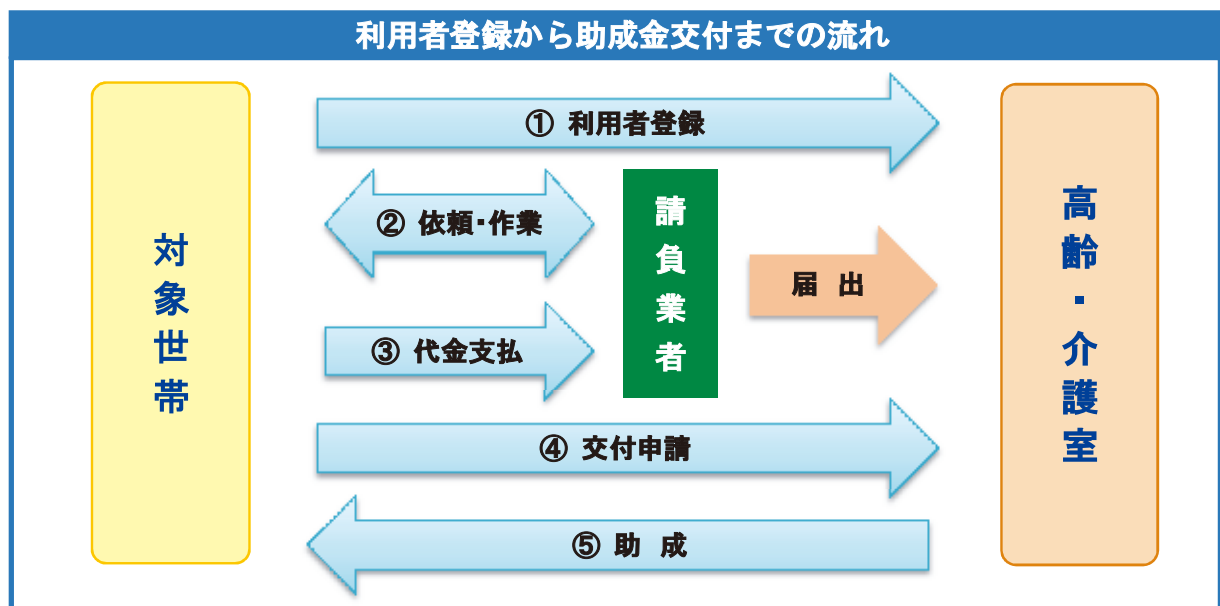
項目	内容
対象世帯	地域除排雪活動支援世帯、障がい者世帯、75歳以上の独居高齢者世帯など（集合住宅は除く）
調査支援事項	間口、雪庇、ストーブ排気口などの状況調査及び除雪支援（※屋根の雪下ろしなど危険が伴う作業は行っていません。）

2 高齢者世帯等雪下ろし助成

居住する家屋の雪下ろしを自力で行うことが困難な高齢者世帯などが、事業者に費用を支払って雪下ろしを実施した場合、その費用の一部を助成しています。

項目	内容
対象世帯	<p>◆要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住している世帯 ・当該年度の市民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯 <p>◆上記の要件のすべてを満たす世帯で、次のいずれかに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇高齢者世帯 →満75歳以上の方のみで構成されている世帯 ◇障がい者世帯 →身体障害者手帳2級以上、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方が居住している世帯 <p>※市内に子が居住、入院等で不在、生活保護世帯は対象になりません</p>
助成金額	雪下ろしに要した費用の1/2以内（1回につき2万円を上限）
回数	1シーズンにつき2回まで
その他	請負業者は、市に事前の届出が必要です

※この制度の詳しい内容についてお知りになりたい方は、高齢・介護室までお問い合わせください。



■市民との協働

1 地域自主排雪支援制度

❖町内会等の地域団体が自主的に地域内の生活道路の排雪を行う場合、除雪機械などに要する費用を支援しています。

◇費用負担 →町内会は、ダンプ借上料を負担

→市は、大型ロータリ除雪車、除雪ドーザ、交通誘導員に要する費用を負担

2 地域除排雪活動支援事業

❖自力で除排雪が困難な高齢者等の世帯に対する日常生活の安全確保を図るため、社会福祉協議会と連携し、地域（町会等）のボランティアによる除排雪の支援活動を行っています。

3 除雪ボランティア

❖市との連携により社会福祉協議会では、除雪ボランティアを募集し、高齢者世帯などに対する支援活動を行っています。

項目	内容
作業内容	スコップ等の人力による、出入り口の拡幅・屋根から落ちた雪・住宅周りの除雪作業（窓の確保など）
作業時間	午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 3 時
活動期間	12 月下旬から 3 月上旬を予定
その他	・ 事前登録が必要です ・ ボランティア保険は、社会福祉協議会で加入します

※詳しい活動内容やボランティアの登録については、岩見沢市社会福祉協議会（22-2960）にお問い合わせください。（ホームページ <http://www.iwamizawa-syakyo.or.jp/jyosetsu>）



社会福祉協議会の
ホームページ



■安全対策

1 空き家対策

❖近年、住宅地等において、適正な管理が行われていない空き家が増えています。

このため、空き家パトロールなどにより早い段階からの状況把握を行っています。また、必要に応じて所有者に適正な管理を働きかけるなど管理不全の発生抑制や、関係機関との連携などにより、歩行者等への危険性が高い場合は、危険回避としての緊急措置といった対策を行っています。

＝ 空き家の所有者の方へ ＝

空き家が放置された結果、屋根からの落雪や倒壊などによる事故が発生し、他人に損害を与えた場合には、空き家の所有者の方が責任を負わなければなりません。

空き家の所有者の方は、管理不全な状態により事故等が発生しないよう、降雪・積雪状況や暖気の状況に十分注意し、適正な管理に努めてください。

2 雪下ろし安全装備

❖屋根の雪下ろし作業中における事故を未然に防ぐため、安全装備の無料貸出を行っています。

項目	内容
安全装備の用具	安全帯、ロープ（金具付き）、ヘルメット
貸出の対象	市内に住宅等を所有し、その雪下ろしを行う場合 （※営利活動には使用できません。）
貸出期間	3日間以内

雪下ろし3点セット



※屋根の雪下ろしを行う方は、【雪下ろし安全ガイド】をお読みください

冬の生活に関する注意事項

■水道の凍結防止について

冬になり気温が低下すると水道が凍結することがあります。凍結すると、解氷作業及び水道管破損による修理に、多くの時間や費用がかかり、当分の間、水道水が使用できない状況になります。

水道が凍結してから慌てないように、天気予報などを確認し、あらかじめ凍結防止対策をとりましょう。

◆「水抜き」を忘れずに

就寝前や旅行など長時間にわたって水道を使用しないときは、「水抜き」をしましょう。

◆もし、凍結してしまったら

タオルなどをかぶせ、お湯をかけると水が出る場合があります。

注：熱湯を管に直接かけたり、直火を当てたりすると、管が破裂する危険があるので止めましょう

◆解氷を試みても水が出ないときや、水道管が破損したら

市の指定水道工業者に相談してください。

※市の指定水道工業者は、広報紙や市ホームページでご確認ください。



気温の低下により凍結がたくさん発生した日は、大変混み合うため、電話してもすぐに対応できない場合もありますので、日頃から凍結防止対策をとりましょう。

■小型除雪機による事故防止について

小型除雪機は、軽くて小さいため女性や高齢者でも手軽に扱える反面、使い方を誤ると大事故につながる可能性があります。小型除雪機を使用する際は、次の点に注意して使用しましょう。



◇小型除雪機の盗難にご注意を！

降雪期には、小型除雪機の盗難が発生しています。被害に遭わないよう盗難防止の措置を行ってください。

除雪機の盗難被害防止のポイントは、

- 必ずエンジンキーを抜く
- 野外に置いたままにせず、物置や車庫に入れ、出入口を施錠する
- 物置や車庫内でもカギやチェーン錠で除雪機を固定する

また、やむを得ず野外に置く場合には、家の中から見える場所で、除雪機を頑丈なチェーン等で支柱に結束するなどの措置を行う

■安全な雪下ろし作業について

降雪や積雪が増えてくると、雪下ろし作業に伴うケガや事故が発生しています。高齢者や未経験者など、雪下ろしに自信のない方は、無理をせず、業者に依頼しましょう。屋根の雪下ろしをする場合は、細心の注意を払い、次のことに気をつけましょう。

- ◆ 屋根の雪のゆるみ、天候に注意！
- ◆ 安全な服装で！
- ◆ 命綱を必ずつけましょう！
- ◆ はしごはしっかり固定！
- ◆ 使いやすい除雪用具を！
- ◆ 作業は2人以上で！
- ◆ 無理な作業はしない！
- ◆ 足場はいつも注意！

※詳しくは、【雪下ろし安全ガイド】をお読みください。

■雪庇対応について

屋根の風下側にできる雪の庇（ひさし）が雪庇（せっぴ）です。

一旦、雪庇ができると徐々に大きくなり、落下した場合は事故につながったり、軒先や壁面が破損したりすることがあるため、早い段階で取り除く必要がありますが、この作業を行う際は、十分な注意が必要です。

雪庇がどのような状況か、日頃から確認しておきましょう。

雪庇は、屋根に上がって落とすこともできますが、とても危険です。

このため、「雪庇落とし（下から落とす専用の道具）」が販売されていますので、必要に応じ利用しましょう。



■家の周りの点検について

F Fストーブの給排気筒が雪でふさがらないよう付近の除雪を行いましょう。また、灯油タンクやLPガス容器の配管等に破損がないか、日頃から家の周りを点検しましょう。

（灯油タンクの油漏れは、その処理に要する費用は原因者の負担となります）



■雪みち転倒対策について（転ばぬ先の知恵～雪みちを安全に歩くために）

雪みちには気温や場所により様々な状態があるように、その歩き方や注意点もたくさんあります。転んでケガをせず、冬を健康で快適に過ごせるよう“転ばぬ先の知恵”をお知らせします。

◆転びやすい雪みちの状態

ざらめ雪	人や車でかき混ぜられ、ザクザクした砂糖の「ざらめ」のような状態
ツルツル路面	表面が融けたり凍ったりを繰り返し、さらにタイヤで磨かれたスケートリンクのような状態
そろばん道路	「そろばん」の玉のような雪のコブがたくさんできている状態

◇こんな場所は要注意！

横断歩道	凸凹や段差があつて滑りやすく、またタイヤの摩擦により磨かれている
乗降場所	バスやタクシーの乗降場所は、人や車で踏み固められて滑りやすい
店舗の出入口	靴の裏に雪がついていると、店舗の出入口の床（特にタイル）では滑りやすい

◇こんなときは要注意！

冬期の初め	雪の降りはじめや、凍結路面の歩き方に慣れていないときなど
寒暖差の大きい日	日中の気温がプラスになったり、雨が降ったりしたあと、気温が低下し路面が凍結したとき

◇こんな人は要注意！



※その他、お酒を飲んでいる人も、転んでケガをしやすいため注意しましょう。

◆雪みちの歩き方（ツルツル路面でのポイント）

- ・小さな歩幅でそろそろ歩く
- ・靴の裏全体をつけて歩く
- ・急がず焦らず歩く

■その他の注意事項について

◇子どもに対する注意喚起を！

子どもが軒先や道路脇の雪山など、危険な場所で遊んでいるのを見かけたら注意しましょう。

◇悪天候時には外出を控えましょう！

暴風や大雪などの悪天候の時には、視界や足もと、道路状況が悪くなるため、事故が発生しやすい状況になることから、外出は控えましょう。

